

○生徒指導部から

I 大津高校生としての生活について

本校では「礼儀正しく」・「端正な服装」・「遅刻をしない」の3つを生活指導の出発点として重視しています。

1 時間を守ろう

本校入学にあたって、時間を守ることを第一に心がけましょう。特に遅刻は一日のスタートに出遅れるばかりでなく、気分的なゆるみを生じさせ、規則正しい生活を乱す原因にもなります。病気や思わぬ事故などで止むを得ず遅刻・早退・欠席をする場合には、すぐーる（欠席・遅刻連絡システム）への入力により事前に担任へ届け出るようにしてください。

8時20分が登校（正門通過）時刻です。時間に余裕を持って登校してください。毎日登校指導を実施しており、正当な理由なく遅刻した場合には指導を行っています。

2 服装を端正にしよう

服装は、本校生徒としてふさわしい清楚で品位あるものを着用し、華美なものをさげ、常に端正で清潔な身だしなみを保つように心がけてください（就職・進学面接試験に対応する服装を基本とする）。頭髪についても、いたずらに流行を追った髪型やパーマ、カール、脱色、染色などの技巧をこらしたものは厳しく禁止しています。

3 礼儀を正しくしよう

礼儀の根本は、相手を一人の人格者として認め、尊敬することにあります。礼儀がなければ無用な誤解や対立が生じます。声を出して「おはようございます」「こんにちは」「失礼します」と言葉を交わすのは互いに気持ちのよいことです。また、廊下でちょっとすれちがう場合でも軽く会釈する気持ちを忘れないでください。

言葉遣いにも十分気をつけてください。目上の人、先輩への言葉遣いはもちろんですが、「親しきなかにも礼儀あり」と言われるように、同級生や下級生への言葉遣いにも気をつけてください。

4 素直に指導を受けよう

勉強であれ、部活動であれ、その人が成長するための第一の条件は「素直であること」です。学校では学習面や生活面などいろいろな立場から指導します。まず、その指導を素直に受け止め、反省すべき点は反省し、実行すべきことは実行してほしいと思います。

その上で自分の信じることや言いたいことがあれば遠慮なく発言してよいのです。まっすぐな心と素直さこそが、人間成長の出発点であることを強調しておきます。

5 貴重品等の管理をしっかりしよう

必要のない貴重品（高額な現金等）は学校へ持ってこないようにし、貴重品を持つてくる場合は肌身離さず、自己管理を徹底してください。

また、自分の持ち物にはすべて見えるところに名前を記入してください。自分の物を大切にすることから始めることで、他人の物、公共の物の大切さがわかってくるはずです。

6 登下校における送迎車の校内乗り入れの禁止について

登下校時における送迎車の校内乗り入れは禁止しています。怪我等で校内まで車で送迎が必要な場合には、校内乗り入れ許可願いを担任へ提出し、生徒指導部から許可を受けてください。

7 アルバイトについて

アルバイトは原則禁止しています。ただし、長期休業中に限り、労働時間・賃金・業務内容などを検討した上で許可をします。希望者は担任に相談し、生徒指導部へ届け出て許可を受けてください。

8 その他の届出事項

学校に事前または事後に届出を必要とする事項は、次の項目です。担任へ必ず届け出てください。

- (1) 下宿をする、または下宿を変更する場合
- (2) 校規・校則に違反した場合
- (3) 補導員、警察官に補導された場合

9 学校と保護者の協力を特に必要とする事項

次のような行為が絶対にならないよう、日頃から厳しく注意をお願いします。特に、入学前はもちろん入学後も、下記の行為がないようにご指導ください。

- (1) 飲酒・喫煙（同席を含む）及び、酒・煙草やライター等の喫煙具の所持（電子タバコや噛みタバコ、無煙タバコなどのタバコ類似品の使用、同席、所持も含む）
- (2) シンナー、危険ドラッグなどの薬物の乱用
- (3) 窃盗、万引き
- (4) 暴力行為、暴言、脅迫、金銭強要、友人間での物品の売買
- (5) 携帯電話・スマートフォンの校内での使用
（保護者への連絡等が必要なときは、教員の許可を得た場合に限り校内でも使用可）
- (6) 情報モラル（誹謗中傷、不適切な投稿）
- (7) 望ましくない交際
- (8) 考査時の不正行為
- (9) パチンコなど未成年の出入りを禁じられている場所や不健全な娯楽施設への出入り
- (10) ゲームセンター、ゲームコーナー、インターネットカフェ、カラオケボックスなど保護者同伴以外で未成年の出入りを禁じられている場所や不健全な娯楽施設への出入り
- (11) 無断アルバイト
- (12) 無断外泊、家出、深夜徘徊
- (13) 迷惑行為（痴漢、盗撮、わいせつ行為等）
- (14) いじめ行為（心理的な影響を与える行為、物理的な影響を与える行為）
- (15) 交通違反（無免許運転、無断免許取得、スピード違反、二人乗り、暴走行為など）

※ 入学後、上記行為が発覚した場合は特別な指導の対象となります。

※ 携帯電話・スマートフォンに関して、使用場所や使用時間については、家庭内でルール作りをお願いします。また、携帯電話・スマートフォン依存症にならないよう、22時以降の使用は控えるよう声掛けをお願いします。

※ 高校生に不必要な高価な品、例えばブランド物の時計、鞆、装飾品等を買わないでください。

また、日頃の所持金は最低限必要な額にしてください。

Ⅱ 通学方法及び免許取得について

1 電車通学及びバス通学

公的機関を利用するマナーとして次の事に留意してください。

- (1) 他の利用者に対する配慮を心がけること。
- (2) 電車、バス通学者は、乗降に際して改札口等で必ず検札を受け、出札口以外での出入り及び時間に追われての駆け込み乗車や軌道敷地内への立ち入りはしない。

2 自転車通学

自宅⇄学校（自宅⇄駅、駅⇄学校も含む）の自転車通学を希望する者は、以下の許可基準にそって、「自転車通学申請書」に必要事項を記入のうえ、担任を通じて生徒指導部交通係に提出してください（ステッカーについては別途連絡いたします）。許可期間は1年間であり、年度が替われば、再度申請手続きを行う必要があります。

また、生徒の命を守る、安全に学校生活を送ることを重視し、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）は通学手段として認めておりません。

《許可基準》

- (1) 以下の項目を装備していること。
 - ①ブレーキ ②*泥よけ ③かご ④ライト ⑤反射板 ⑥スタンド ⑦ベル

*②泥よけは右図のような後輪の2分の1程度を覆っているものとする。

*④登下校時の安全の為に、新しく自転車を購入される場合や、ライトを付けかえる場合は、オートライト機能をお勧めしています。
- (2) 通学用の雨ガッパ及び自転車の二重ロックのためのワイヤー錠を準備すること。（カッパは校内売店でも購入可能）
- (3) ヘルメットの着用を推奨する。色・形状は自由とするが、安全性が証明されているものを着用すること。（令和7年度よりヘルメット着用は義務化されます）
- (4) T・Sマークを表示した完全整備車であること。（期限は1年のため、期限切れに注意すること）
- (5) T・Sマークにも付帯保険の補償があるが、交通事故に備えて任意保険への加入が望ましい。



3 原動機付自転車・自動車の免許取得

本校では、免許取得は認めていません。ただし、次の基準にすべて該当する希望者には、特例として原動機付自転車を使用した通学を許可しています。

《原動機付自転車通学許可基準》

- (1) 自宅から学校までの通学距離が、最短距離で8km以上30km以下
- (2) 自宅からJR豊肥本線又は南阿蘇鉄道の最寄り駅までの距離が、最短距離で3km以上
- (3) 2年次から

又、四輪免許取得のための自動車学校への入校は、3年次の2学期中間考査以降から次の許可基準すべてに該当する希望者に許可をしています。

《自動車免許取得許可基準》

- (1) 就職内定者、又は、進学先が決定している者
- (2) 各教科に不合格点、出席時数不足がない者
- (3) 生徒指導及び特別指導中ではない者
- (4) PTA会費や学年費・進路費などの学校徴収金等が未納でない者

Ⅲ 服装及び頭髪の規定

昨今の気象状況の著しい変化や、生徒個々に応じた体調を踏まえ、令和4年度より制服移行期間及び夏服・冬服着用期間の設定を撤廃しています。

各自の体感や体調に応じて冬服・夏服・中間服を選択し、服装を調節するよう家庭でもご指導ください。なお、学校行事等により服装を統一する場合には別途お知らせします。

1 制服について

- 制服は、必ず指定店で購入するものとし、改造しないこと。
- 質素で清潔にし、登校、下校、公的な外出の際は、必ず制服を着用すること。
- 怪我等やむを得ない事情により正規の制服を着用できない場合は、異装願を担任へ提出し、生徒指導部から許可を受けること。

【詰め襟（学ラン）型制服着用者】

夏服	半袖シャツ、スラックス(夏)
中間服	長袖シャツ、スラックス(夏または冬)
冬服	詰襟 [金釦5つ付、左襟に本校バッジ、右襟に学年章] 長袖シャツ、スラックス(冬)

- ズボンのベルトは黒・紺又は濃いめの茶色とする。
- 詰襟の下にセーターを着用してもよい。着る際は必ず詰襟を着用すること。ただし、教室内でのみ詰襟を脱いでもよい。

【セーラー服型制服着用者】

夏服	長袖セーラー又は半袖セーラー(夏)、 スカート(夏) [紺のひだ6つボックス型]
冬服	セーラー(冬) [指定の白線ジャバラ3本入り、黒ネクタイ、左胸に本校バッジ、 ネクタイに学年章]、 スカート(冬) [ヒダ入り (ひだ数22~24)]

- スカートの丈の長さは、膝を立ててスカートより膝が出ない長さから、膝下10cm以内に留める。

2 防寒着について

- 色等の指定はしないが、デザインがシンプルかつワンポイントのジャンパー、ウィンドブレーカー又は紺のボックスコートであれば、登下校時に防寒着として着用してもよい。
- ジャンパー、ウィンドブレーカー、紺のボックスコートは冬服の上から着用すること。
夏服、中間服の上から着用するのは認めない。ただし、やむを得ない事情で着用しなければならない場合は、異装願を担任へ提出し、生徒指導部から許可を受けること。

3 頭髪について

頭髪はカール、パーマ、そり込み、脱色、染色などの技巧や流行の特別な型を用いない清潔なものであること。

【詰め襟（学ラン）型制服着用者】

- 前髪は普段において目にかからないように処理する。横は耳にかからない長さとする。後ろの髪は衣服の襟の下の線までを限度とする。
- ジェルやワックス等の整髪料の使用は禁止する。
- 眉・まつげの加工は禁止する。
- ピアス等は禁止する。

【セーラー服型制服着用者】

- 前髪は普段において目にかからないように処理する。後ろの髪は両肩を結んだ線までの長さとし、それより長くなる場合は束ねること。
- ヘアピンやゴムを用いる場合は、黒・紺・茶で幅1cm以内とし、バレッタ等は禁止する。
- ジェルやワックス等の整髪料の使用は禁止する。
- 眉・まつげの加工は禁止する。
- ピアス等は禁止する。

4 その他

- (1) 登下校の際の靴は華美でない運動靴又は短靴とする。
- (2) 校舎内でのスリッパは指定のものとする。
- (3) 靴下は白・黒・紺とする。
- (4) 通学時に使用するバッグは華美でないものとする。(大高バッグ、大高リュックも可)
- (5) マフラー、ネックウォーマー等については、登下校時のみ使用を認める。
- (6) 化粧、香水、アイプチ、カラーコンタクト、マニキュア等は禁止する。